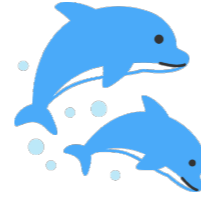


トピックス



若者の募集・採用等に関する指針



ハローワークが公表している**若者の募集・採用等に関する5つのポイント**をご紹介します。

1 募集にあたっての労働条件の明示などの対応

- ・ 誤解を生じさせるような表示とせず、正確かつ最新の内容に保つこと
- ・ 明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽または誇大な内容としない
- ・ 固定残業代を採用する場合は、固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法を明示すること

2 内定取り消し

- ・ 客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効
- ・ 採用内定または採用内々定と引き替えに、他の事業主に対する就職活動を取りやめるよう強要することなどの職業選択の自由を妨げる行為などは行わない
- ・ 採用内定者に対して、自由な意思決定を妨げるような内定辞退の勧奨は行わない

3 就活生などに関するハラスメントについて

- ・ 就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等に対する言動について、必要な注意を払うよう配慮することが望ましい
- ・ 正式な採用活動のみならず、OB・OG訪問等の場でも問題化しているため、OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等により、未然の防止に努める

4 「青少年雇用情報」の情報提供

- ・ 卒業後3年以内の者も「新卒枠」での応募受付が出来るように努める

5 卒業後3年以内の者も「新卒枠」での応募受付が出来るように努める

- ・ 既卒者が卒業後少なくとも3年間は「新卒枠」に応募できるようにすることや、できる限り上限年齢を設けないように努める
- ・ 通年採用や秋季採用の導入等の個々の事情に配慮した柔軟な対応を積極的に検討するよう努める



治療と仕事の
両立支援

人事・労務

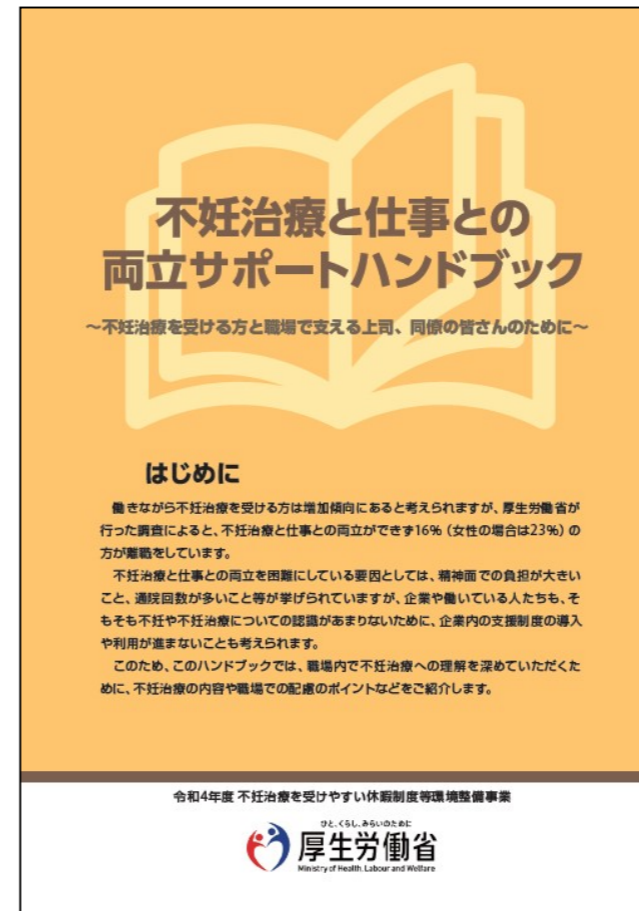
「不妊治療と仕事との両立支援」



不妊治療と仕事との両立支援に関して、厚生労働省のホームページではマニュアルや不妊治療連絡カードなどが公表されています。

日本において、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦は22.7%で、夫婦全体の約4.4組に1組の割合となります。しかしながら不妊治療をしたことがある労働者の中で、仕事との両立ができなかったと回答した人の割合は34.7%となっています。このことから、少子化対策として企業における不妊治療と仕事との両立支援は重要な制度として位置づけられてきています。

不妊治療と仕事を両立できる職場環境づくりをした場合に、企業として厚生労働省からうけられる助成金（両立支援助成金）や広島県独自の助成金として**不妊治療をされるご本人が治療に要した費用の一部が助成される制度（広島県特定不妊治療支援事業）**などもございますので、有効活用されてみてはいかがでしょうか。



不妊治療と仕事を両立できる“職場環境づくり”

両立支援助成金 不妊治療両立支援コース

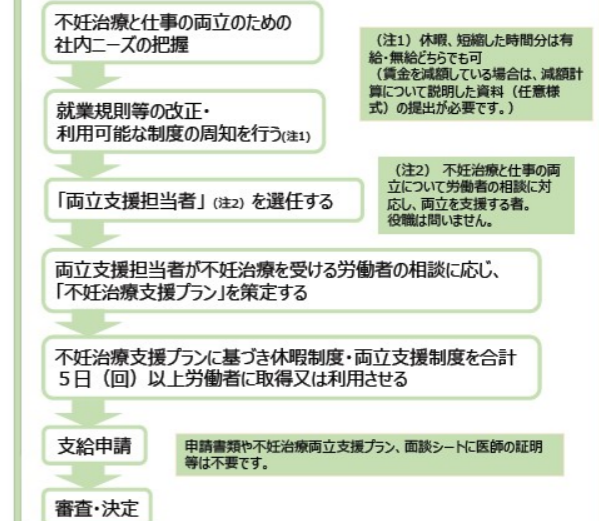
不妊治療のために利用可能な休暇制度等^(※)を導入し

実際に利用した場合

30万円

(※)不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、所定外労働制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、テレワーク

【活用の流れ】



フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL : 082-293-8102 FAX : 082-293-8104

E-mail : info@jinji-fuku.jp URL : http://www.jinji.fuku.jp

